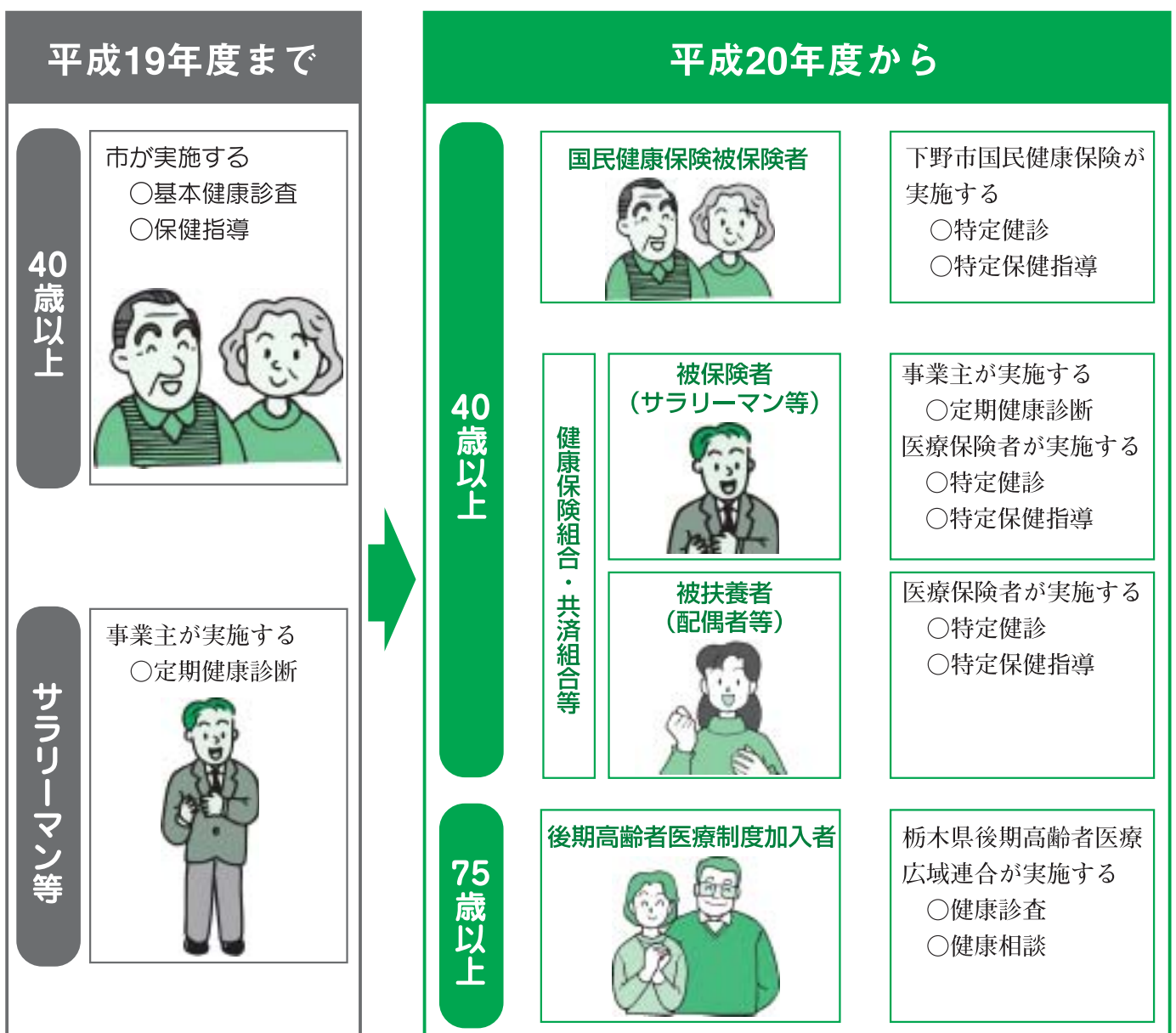


医療制度の改正により、基本健康診査が特定健診に変わります！

平成20年度から、従来の基本健康診査がメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診となり、各医療保険者(国民健康保険や健康保険組合、共済組合など)が実施することとなります。下野市においては国民健康保険被保険者が該当になりますが、他の医療保険に加入している方は、会社の担当者にご確認ください。(市で実施する健診での受診が可能になる場合があります)



※栃木県後期高齢者医療制度とは、75歳以上のすべての人が加入する新しい制度です。

※高齢者医療制度の事務を行なう広域連合から、市が健康診査・健康相談を委託され、実施します。

※がん検診、生活機能評価(65歳以上)については現行どおりです。